

## (別紙) 郡山市の障害福祉サービス事業所等新規指定スケジュールのイメージ

		指定申請法人様			郡山市(障がい福祉課管理係)	
		事業計画書	指定申請書	開始届	事業計画書審査	指定申請書審査
1ヶ月目	月中旬	作成・届出	障がい福祉課との事前協議(1回目)を終え、 法人設立、物件、人員等の準備が完了した後 —		届出相談等	
	月下旬					
2ヶ月目 3ヶ月目	月上旬	確認事項の連絡・ 書類訂正・ 差し替え等	作成・書類準備・届出		審査・確認・ 連絡等 (2~3週間)	
	月中旬					審査が完了しないと、 指定申請書を 受け取ることが ―― できません
	月下旬				審査完了の連絡	
	月上旬		確認事項の連絡・ 書類訂正・ 差し替え等			審査・確認・
	月中旬					連絡等 (3週間強) 指定確定の連絡 指定通知書交付
	月下旬			開始届出		
	月1日	指定・事業開始			※更新時期(6年後)通知	

新規指定まで**最短**で3ヶ月かかります。(原則として、法人設立や人員・物件等の準備が全て完了してから最短で3カ月)

(要確認)提出書類の訂正・不備がある場合や、人員配置・物件などの指定要件を満たしていない場合は 上記のスケジュール以上の期間がかかる場合があります。